

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽原子力発電所7号炉 設計及び工事の計画）【157】
2. 日時：令和2年4月15日 13時30分～15時45分
3. 場所：原子力規制庁 9階B会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

川崎安全管理調査官※、義崎管理官補佐、片桐主任安全審査官※

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社

原子力設備管理部部長代理 他9名※

5. 要旨

(1) 東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎刈羽原子力発電所7号機の工事計画認可申請書のうち、計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書等について、令和2年3月27日、4月14日の提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書及び補足説明資料等】

- 格納容器内水素濃度計（SA）の測定の説明に用いているジーベルツの法則、ドルトンの分圧の法則について概要を説明すること。また、水素分圧 $\varepsilon 1$ 、 $\varepsilon 2$ の算出について、計器誤差との関係を踏まえて具体的に説明すること。
- 格納容器内水素濃度計（SA）のスプレイによる被水対策について、ドライウェル側には被水防止カバーを設置するが、サプレッションチェンバ側について説明すること。
- 格納容器内水素濃度計（SA）に対する被毒物質の影響評価について、ヨウ素が抽出されているが、被毒物質の抽出過程及びヨウ素がどのように水素計測に影響するのか踏まえた上で、対策として設置するヨウ素フィルタの悪影響について説明すること。

(3) 東京電力ホールディングス株式会社から、本日の説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他

関係資料：

- ・ なし